

## 新型コロナウイルスにより影響を受けられた皆様へ

このたびの新型コロナウイルスにより影響を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

JA共済では、緊急事態宣言が発令された区域に居住されており、新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者様・ご利用者様に対して、以下の取扱いを実施しております。

### 1. 共済掛金の払込猶予期間の延長、継続契約の締結手続きおよび共済掛金の払込みの猶予について

取扱い内容	<p><b>【長期共済】</b> 共済掛金の払込猶予期間を最大で令和3年5月25日まで延長します。</p> <p><b>【短期共済】</b> 共済掛金の払込猶予期間、継続契約の締結手続きおよび共済掛金の払込みの猶予を最大で令和3年5月25日まで延長します。</p>
-------	--

### 2. その他のお取扱いについて

共済約款上で定められた期限内にお申込みやお手続き等をいただくことが困難な場合、その期限を令和3年5月25日まで延長してお取扱いさせていただきます。

<お取扱いの例>

- ・ 共済証書貸付の返済の期限の延長

詳細につきましては、お近くのJA窓口までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- JA 邑楽館林本所 0276-74-5143
- 大手町支所 0276-75-0105
- 赤羽支所 0276-72-3309
- 六郷支所 0276-72-0133
- 三野谷支所 0276-73-4061
- 館林北支所 0276-75-3366

- 多々良支所 0276-72-2716
- 分福町支所 0276-75-1004
- 明和支所 0276-84-4000
- 板倉北支所 0276-77-0045
- 板倉東支所 0276-82-0515
- 板倉南支所 0276-82-1009

- 板倉西支所 0276-82-1253
- 富永支所 0276-86-4621
- 永楽支所 0276-86-3005
- 大泉支所 0276-62-3301
- 邑楽支所 0276-88-4433